

板橋区フレンド心理支援員設置要綱

(令和7年3月21日区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、様々な理由で学校や適応指導教室に通うことができない児童生徒に対して、遊びや対話などの関わり合いによる、社会的自立のきっかけとなる支援を行うため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号）に基づき、板橋区フレンド心理支援員（以下「心理支援員」という。）の設置及びその取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 心理支援員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

- 第2条 心理支援員は、次の各号に定める業務を行う。
- (1) 様々な理由により、学校や適応指導教室に通うことができない児童生徒に対する、インターネット上の交流や対面での関わり合い等を通じた、社会的自立のきっかけとなる支援、その保護者への支援、情報共有に関すること。
- (2) 板橋フレンドセンターの活動に関すること。
- (3) その他、板橋区教育支援センター所長（以下「所長」という。）が認める職務に関すること。

(設定数)

- 第3条 心理支援員の設定数は、3人とする。

(任用)

- 第4条 心理支援員は、不登校の子どもの心理に関する臨床的な知識を有する者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 公認心理師又は臨床心理士、その他心理系の資格のいずれかを有する者。
- (2) 大学の心理学部又はそれに準じた学部学科卒業以上の者。
- 2 任用に当たっての選考の方法は、教育委員会事務局次長が別に定める。
- 3 心理支援員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 心理支援員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第5条 心理支援員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) 各資格や卒業を証明するものの写し
- (4) 健康診断書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、所長が必要と認めるもの

(任期)

- 第6条 心理支援員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、心理支援員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

- 第7条 心理支援員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

- 第8条 心理支援員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和

35 年板橋区条例第 15 号) の定めるところによる。

(服務)

第 9 条 心理支援員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和 44 年板橋区訓令甲第 2 号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第 10 条 心理支援員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は年 192 日以内とし、勤務日は所長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分とする。
 - (3) 心理支援員の正規の勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（次号の休憩時間を含む）の間とする。
 - (4) 心理支援員の休憩時間は、原則、午後 0 時から午後 1 時までとする。
- 2 所長は職務の遂行上特に必要があるときは、前項の規定を臨時に変更することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、心理支援員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第 11 条 心理支援員の勤務場所は、所長が定める。

(休暇等)

第 12 条 心理支援員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 心理支援員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 心理支援員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第 15 条 心理支援員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 心理支援員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(研修)

第 17 条 所長は心理支援員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 心理支援員の健康診断等については、東京都板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 19 条 心理支援員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱施行に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則（令和 7 年 3 月 2 1 日 区長決定）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

発 令 通 知 書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容)	
職 名	
任用期間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで
報 酬	
令和 年 月 日	
発令権者 板橋区長	

勤務条件通知書

様 _____ 事業場名称・所在地 任命権者職氏名	
契約期間	期間の定め有り（※）（令和 年 月 日～令和 年 月 日）
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
勤務日数、始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 勤務日数 2 始業・終業の時刻等 始業（時分）終業（時分） 3 休憩時間（分） 4 所定時間外労働の有無（有・無） ○詳細は、板橋区【職名】設置要綱第条～第条
休日	・定例日；毎週曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週月当たり日、その他（ ） ○詳細は、板橋区【職名】設置要綱第条～第条のとおり
休暇	1 年次有給休暇繰越；日付与日数；日 ※詳細は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり 2 その他の休暇 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のとおり
報酬	1 基本報酬・イ月額（円）、ロ日給額（円）、ハ時間額（円） ニその他（円） ホ就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ（手当円／：計算方法：） ロ（手当円／：計算方法：） ハ（手当円／：計算方法：） ニ（手当円／：計算方法：） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ所定時間外法定超（）％、所定超（）％、法定内（）％ ロ休日法定休日（）％、法定外休日（）％、 ハ深夜（）％ 4 報酬締切日－毎月末日 5 報酬支払日－毎月15日
退職に関する事項	1 定年制（有・無） 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 〔 〕
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金：有・無 共済組合（短期組合員）：有・無 ・雇用保険の適用（有・無） ・その他（年度途中の増額・減額改定により、上記の報酬等が変更になる場合あり）

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 [・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()]
-------	---